

第8 裁判のIT化

1 裁判のIT化とその具体化に至る背景事情

裁判のIT化（e裁判）は、大別、いわゆる「3つのe」（①e-Filing（裁判書類を紙ではなく電子ファイルで提出、保管する）、②e-Court（裁判期日をテレビ会議等で行う）、③e-Case Management（裁判記録をデータベースで管理・共有する））の要素から構成され、コスト削減、場所的格差解消、裁判迅速化、手続の透明性向上、裁判情報の高度利用実現化などのメリットがあると考えられる。

ところで、政府は、2013（平成25）年6月の閣議決定（日本再興戦略 -JAPAN is BACK-）において、2020（令和2）年までに世界銀行のビジネス環境ランキングで日本が先進国15位から3位以内に入る目標を掲げていたが、順位はむしろ年々低下してしまい、契約執行（裁判所手続）の分野もOECD平均を下回り、特に、事件管理と裁判の自動化の項目が低評価であった。事業者にとっての事業環境の視点から、司法（裁判所）のあり方も評価を受け、殊に民事裁判のIT化の遅れが低評価の主要因であった。

かかる事情を背景に、政府は、2017（平成29）年6月の閣議決定（未来投資戦略2017）で、利用者目線で裁判手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、当年度中に結論を得るとの裁判のIT化を取扱う方針を明確にした。

2 裁判のIT化に向けた政府の動向

その後、同閣議決定を踏まえ、同年10月、内閣官房・日本経済再生本部の下に「裁判手続等のIT化検討会」（IT化検討会）が設置され、2018（平成30）年3月、「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ－「3つのe」の実現に向けて－」がまとめられ、裁判手続等のIT化の基本的方向性につき、「利用者目線に立った上で、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする『裁判手続等の全面IT化』を目指すべきである」としつつ、「3つのe」の観点から検証の上、3つのフェーズに分け段階的に運用を開始していくアプローチが相当であるとして、現行法下で、IT機器の整備や試行等の環境整備により実現可能となるものについて、速やかに実現を図っていく【フェーズ1】、関係法令改正により実現可能となるものについて、所要の法整備を行い制度的実現を図っていく【フェーズ2】、関係法令改正とシステム・ITサポート等の環境整備を実施した上で、オンライン申立てへの移行等を図る【フェーズ3】を示し、司法府の自立的判断を尊重しつつ、【フェーズ1】は2019（令和元）年度から特定庁での試行等を期待するとともに、【フェーズ2】については、2022（令和4）年度頃から開始することを目指して、2019（令和元）年度中の法制審議会諮問を視野に入れ、法整備に向けた検討・準備を行うこと、【フェーズ3】についても、必要な法整備の実現に向け、2019（令和元）年度中の法制審議会諮問を視野に入れて速やかに検討・準備を進めることや、その実現に向けたスケジュールについて、2019（令和元）年度中に検討を行うことが望まれるとされた。

同取りまとめを踏まえ、政府は、2018（平成30）年6月の閣議決定（未来投資戦略2018）で、「司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT化の実現を目指すこととし、以下の取組を段階的に行う」として、【フェーズ1】に関し「現行法の下で、来年度から、司法府には、ウェブ会議等を積極的に活用する争点整理等の試行・運用を開始し、関係者の利便性向上とともに争点整理等の充実を図ることを期待する」、【フェーズ2】に関し「所要の法整備を行い、関係者の出頭を要しない口頭弁論期日等を実現することとし、平成34（2022）年度頃からの新たな制度の開始を目指し、法務省は、来年度中の法制審議会への諮問を視野に入れて速やかに検討・準備を行う。司法府には新たな制度の実現を目指した迅速な取組を期待し、行政府は必要な措置を講ずる」、【フェーズ3】に関し「所要の法整備及びシステム構築などの環境整備を行い、オンラインでの申立て等を実現することとし、法務省は、必要な法整備の実現に向け、来

年度中の法制審議会への諮問を視野に入れて速やかに検討・準備を行う」「法務省は、オンラインでの申立て等の実現に向けたスケジュールについて、司法府の環境整備に向けた検討・取組を踏まえた上で、来年度中に検討を行う」ものとした。

閣議決定では、2019（令和元）年6月においても引き続き取りあげられ（成長戦略フォローアップ）、後述の進展中の議論状況等も反映して、「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議における検討を踏まえ」つつ、「現行法の下で、司法府には大規模庁をはじめとする全国の複数の裁判所でウェブ会議などのITツールを積極的に活用した争点整理の新たな運用を速やかに開始するとともに、2020年度以降、新たな運用を行う裁判所を順次全国に拡大することを期待する」「オンライン申立て、訴訟記録の電子化、手数料等の電子納付、ウェブ会議等を用いた関係者の出頭を要しない期日の実現等を目指し、2019年度中に法制審議会に諮問を行い、2022年中の民事訴訟法改正を視野に入れて取り組む。裁判手続等のIT化により、特にITに習熟しない者の裁判を受ける権利を害することがないように、司法府の協力を得つつ、総合的な対策を検討する。司法府には新たな制度の実現を目指した迅速な取組を期待し、行政府は必要な措置を講ずる」「ITを用いた新たな運用・制度については、司法府の環境整備に向けた検討・取組を踏まえた上で、段階的に速やかに導入し、法改正を伴うものについては、2023年頃より順次導入する。新制度導入に向けたスケジュールについて2019年度中に検討を行う」ものとしている。

とともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（2018〔平成30〕年6月15日閣議決定）では「司法制度改革推進法の理念に則り、総合法律支援など利用しやすく頼りがいのある司法の確保…などを含む民事司法改革を政府を挙げて推進する」ことが盛り込まれていたところ、2019（平成31）年4月には、「関係行政機関等の連携・協力の下、民事司法制度改革に向けた喫緊の課題（裁判手続IT化…等）を整理し、その対応を検討するため、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議…を開催する」ものとされ、裁判手続のIT化も民事司法制度改革の重要課題の1つであることが明確にされた。そして、同月以降開催されている同連絡会議の幹事会においては、取りまとめの集約に向けた動きが急ピッチに進められているところ、裁判のIT化に関しては、国際競争力の観点からみた民事訴訟のIT化における検討の視点、課題及び方策として、全面オンライン化、裁判IT化の迅速な検討、IT手続の利用促進策、民訴法132条の10に基づく準備書面等のオンライン提出の先行実施、IT化に伴う人的態勢整備のあり方、民事訴訟のIT化に当たって必要な社会的基盤の整備として、デジタル・ディバイドを踏まえた本人サポートのあり方、IT化の将来的な方向性とAIによる紛争解決手続へのサポートの可能性として、IT化の将来的な方向性、判決情報の提供（公開）等が検討されている状況にある（なお、2019〔令和元〕年11月には、与党議連・PTからも同連絡会議取りまとめに関し、人的・物的環境整備のための十分な予算付けや、提訴手数料に差異を設けるインセンティブ付与制度の導入、利用者の利便性を十分考慮したオンライン申立ての原則義務化、判決情報の公開度の質的・量的拡大を図る提言がなされている。）。

3 最高裁・法務省の対応

最高裁判所も、2017（平成29）年6月の閣議決定後は裁判のIT化の検討を具体化させだし、裁判のIT化を最高裁と日弁連との協議テーマとする「第二次最高裁協議」とも呼ぶべき協議を開始するとともに、IT化検討会の取りまとめや2018（平成30）年6月の閣議決定を受け、主に【フェーズ1】に関し、大規模庁中心に新規にIT機器を購入し弁護士会と協力してIT模擬裁判を実施し、まずは、2020（令和2）年2月から知財高裁及び

東京¹、大阪²、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松地裁の各本庁、同年5月から横浜、さいたま、千葉、京都、神戸地裁の各本庁において現行民訴法の下でのウェブ会議等のITツールを活用した争点整理手続の新しい運用を開始することとした。2019（令和元）年8月には、ウェブ会議で使用するソフトウェアの利用マニュアルを作成、発表している。

また、最高裁判所は、現行民訴法132条の10に基づく準備書面等のオンライン提出の先行実施（いわゆるフェーズ3の先行実施）の方針を固めた。同先行実施は、2021（令和3）年度中の運用開始が見込まれている。

法務省でも、IT化検討会の取りまとめや2018（平成30）年6月の閣議決定を受け、同年7月、公益社団法人商事法務研究会に最高裁民事局、弁護士、研究者を含めた「民事裁判手続等IT化研究会」（IT化研究会）を発足させ、2019（令和元）年12月に報告書（取りまとめ）を発表した。同取りまとめでは、オンライン申立ての段階的義務化、訴訟記録の電子化、本人確認方法としてIDパスワード方式の採用、オンラインシステムによる送達（システム送達）の新設、ウェブ会議等を利用した口頭弁論期日等の参加（みなし出頭）許容と証人尋問の整備拡大等の方向性が示されている。同とりまとめの問題点については、【第2章第1-1】を参照されたい。2020（令和2）年2月にも法制審議会に民訴法改正の諮問が予定されており、同年度初め頃には部会が立ち上がり、同取りまとめを土台にして民訴法改正に向けた具体的な議論が始まる見通しである。

4 弁護士会の活動と対応

日弁連では、従前、弁護士業務改革委員会内のIT検討PTが裁判のIT化の調査研究を続け、弁護士業務改革シンポジウムのテーマとして取り上げていたが、内閣官房・日本経済再生本部の下にIT化検討会が設置され検討が本格化したことを受け、民事司法改革総合推進本部内の裁判所の基盤整備部会を中心に同部会所属のIT化検討会委員の支援や検討対応をすることとし、2018（平成30）年1月、日弁連理事会において、「司法手続の電子化は、訴訟当事者や代理人の作業を効率化させ、国民の司法アクセスに資するとともに、司法コストの削減を期待できる。裁判をより充実させ、適正、迅速に行うために、電子的手段のさらなる導入とその利用の拡大に向けた取り組みを行うべきである」との民事司法改革グランドデザイン〔3訂版〕を承認した。

IT化検討会の取りまとめ発表と同日には、同取りまとめの基本的方向性に賛同しつつ、①裁判の公開、直接主義、弁論主義等の民事裁判の諸原則との整合性を図ること、②ITシステムの利用が困難な者に対する支援措置等の速やかな検討を進めること、③地域の実状を踏まえ全ての人にとって利用しやすい制度・システムを構築すること、④同制度・システム構築のために十分な予算措置を講ずるべきであることを内容とする会長談話を発表した。

また、さらに議論が本格化する情勢となったことに伴い、議論を基盤整備部会から執行部直属のワーキンググループに発展的に移行させることとし、同年8月、「民事裁判手続等のIT化に関する検討ワーキンググループ」（IT化検討WG）を設置し、IT化検討会の取りまとめに関する各委員会等及び各単体会への意見照会の集約作業、関連委員会との意見交換会開催や裁判のIT化に関するQ&A（IT化の準備状況と検討課題）の作成発表、各地で実施のIT模擬裁判の情報収集や民事裁判手続IT化「弁護士向けフェーズ1対応マニュアル」の作成発表、IT化研究会委員の支援や議論状況の検討分析等の対応の他、フェーズ1対応のeラーニング研修の実施準備や法制審議会に提出する日弁連意見書案の作成提案等を進めている。

各弁護士会でも、IT模擬裁判の実施協力や会員への情報提供、研修会の実施等が進められている。

1 1部、4部、7部、8部、11部、19部、22部、29部、31部、33部、36部、37部、39部、40部、41部、42部、44部、45部、46部、47部及び48部（合計21か部）

2 3部、4部、8部、9部、11部、12部、13部、15部、16部、18部、21部及び26部（合計12か部）